

2020年11月25日

2020年度版 給与計算実務能力検定 1級公式テキスト正誤表

本書の内容に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

訂正箇所	誤
P200 解説と解答 ⑬ [事例③] 配偶者（特別）控除額	妻 50 歳：本人の所得が 950 万円超 1,000 万円以下、配偶者の所得が 48 万円超 95 万円以下のため配偶者特別控除 130,000 円 配偶者（特別）控除額：130,000 円
部分	正 妻 50 歳：本人の収入が 11,500,000 円で給与所得控除後の給与等の金額は 9,550,000 円 23 歳未満の子等がいるため所得金額調整控除の対象となる。 9,550,000 円-150,000 円=9,400,000 円 本人の所得が 900 万円超 950 万円以下、配偶者の所得が 48 万円超 95 万円以下のため配偶者特別控除 260,000 円 配偶者（特別）控除額：260,000 円

【訂正箇所「配偶者特別控除額」の詳細解説】

- ① 本人の収入 11,500,000 円を「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて、「給与所得控除後の給与等の金額」を求めます。
テキスト P164 掲載の計算式により、
給与等の収入が 850 万円を超えているため、
 $11,500,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円} = 9,550,000 \text{ 円}$
- ② 給与等の収入金額が 850 万円を超え、年齢 23 歳未満の扶養親族等がいるため、所得金額調整控除の対象となります（テキスト P131）。
「所得金額調整控除額」を求めます。
本人の給与等収入が 11,500,000 円で 1,000 万円を超えているため、
 $(10,000,000 \text{ 円} - 8,500,000 \text{ 円}) \times 10\% = 150,000 \text{ 円}$
- ③ ①でもとめた「給与所得控除後の給与等の金額」から②でもとめた「所得金額調整控除額」を引きます。
 $9,550,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円} = 9,400,000 \text{ 円}$

- ④ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表（P130、P252）に当てはめます。
 本人の所得が 900 万円超 950 万円以下、配偶者の所得が 48 万円超 95 万円以下（給与収入 1,320,000 円）のため配偶者特別控除 260,000 円となります。

⑮ 配偶者控除及び配偶者特別控除額

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超 1,195 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の 合計所得金額 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除 対象配偶者 ^(※)	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別	配偶者の 合計所得金額 48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下

配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表（P130、P252）抜粋